

愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給要綱

(通則)

第1条 愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）は、初めて障害者を雇い入れる中小企業等を支援することを目的に、予算の範囲内において支給するものとし、その支給に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象事業主)

第2条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 愛知県内に企業の主たる事業所を有し、雇用保険法施行規則第141条第1項（昭和50年労働省令第3号）に基づく届出を愛知県内の公共職業安定所に提出していること又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和40年法律第84号）に基づく届出を愛知県内の労働基準監督署に提出していること。
 - (2) 常時雇用する労働者数（障害者雇用促進法43条第1項に規定する労働者をいう。なお、除外率設定業種にあつては、除外率により控除すべき労働者を控除した数とする。）が300人以下であること。
 - (3) 第3条に該当する障害者（以下「障害者」という。）を、第4条に該当する労働者（以下「対象労働者」という。）として雇い入れた日（トライアル雇用の場合は常用雇用移行日とする。以下「雇入れ日」という。）から6か月経過後も継続して雇用しており、かつ退職予定がないこと。
 - (4) 支給申請日において、対象労働者を継続雇用しており、かつ継続して雇用する（正規雇用又は無期雇用若しくは、有期雇用の場合でも対象労働者の求めに応じて更新が可能である）ことが確実であると認められること。
 - (5) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して、過去3年間に常時雇用する労働者としての障害者の雇用実績がないこと。
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の事業を実施していないこと。
 - (7) 過去に本奨励金の支給を受けていないこと。
 - (8) 障害者雇用促進法第44条に規定する厚生労働大臣の認定に係る子会社でないこと。
 - (9) 対象労働者が、雇入れ企業の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）でないこと。
 - (10) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていないこと。
- 2 前項各号の要件を満たす場合においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。
- (1) 支給申請日又は支給決定日において倒産している場合
 - (2) 対象労働者の選考時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が

異なることについての申し出があった場合

(3) 対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合

(障害者の定義)

第3条 本奨励金で規定する障害者は、次号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者

ア 重度身体障害者

障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者

イ その他の身体障害者

障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者のうち重度身体障害者以外の者

(2) 知的障害者

ア 重度知的障害者

障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者

具体的には、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医又は障害者雇用促進法第19条の障害者職業センターにより知的障害程度が重いと判定された者）

イ その他の知的障害者

障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者のうち、重度知的障害者以外の者

(3) 精神障害者

障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者であつて、精神保健福祉法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者

(対象労働者の定義)

第4条 本奨励金の対象となる労働者は、次号のいずれかに該当する者とする。

(1) 一般労働者

1週間の所定労働時間が30時間以上の者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険被保険者（同法第37条の5第1項に規定する高年齢被保険者の特例に該当する者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）として雇入れた者。

(2) 短時間労働者

1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者で、雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険被保険者（同法第37条の5第1項に規定する高年齢被保険者の特例に該当する者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）として雇入れた者。

(3) 特定短時間労働者

1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者のいずれかであり、労働保険適用事業所に労働者として雇入れた者。

（支給の申請の手続き）

第5条 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、対象労働者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月（以下「申請期限」という。）までに愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給申請書（様式第1号及び様式第1号－1。以下「支給申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 支給申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）対象労働者が障害者であることを確認する書類

ア 身体障害者

身体障害者手帳の写し

イ 知的障害者

療育手帳の写し又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターの判定書の写し

ウ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の写し

（2）対象労働者の雇入れ時の雇用契約書等の写し

（3）対象労働者の支給対象期間のタイムカード、出勤簿、その他労働時間が確認できる書類の写し

（4）一般労働者・短時間労働者については、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

（5）常時雇用する一般労働者と短時間労働者、特定短時間労働者それぞれの数が把握できる従業員一覧表等の各労働者氏名と労働時間等が記入された書類。

（6）その他知事が必要とする書類

（支給額）

第6条 奨励金の支給額は次のとおりとする。

対象労働者等の区分	支給額
一般労働者・短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者 （身体障害者・知的障害者）	30万円
特定短時間労働者 （重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者）	15万円

2 対象労働者の区分は、雇入れ日時点の労働条件により判断する。

（支給の決定及び請求）

第7条 知事は、支給申請書が提出されたときは内容を審査し、適正と認める場合は奨励金の支給の決定を行う。

2 知事は、奨励金の支給を決定したときは、愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給決定通知書（様式第2号）により当該申請事業主に通知する。

3 支給決定通知を受けた申請事業主（以下「支給決定事業主」という。）は、30日以内に請求書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

- 4 知事は、第1項の規定により審査をした結果、申請書の内容が適正と認めることができない場合は、奨励金の不支給の決定を行い、愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金不支給決定通知書（様式第4号）により当該申請事業主に通知する。

（奨励金の支給）

第8条 知事は、前条の規定により請求書を提出した支給決定事業主に対し、奨励金を支給する。

（申請の撤回）

第9条 申請事業主は、支給申請後に申請を撤回するときには、遅滞なく、その旨を記載した愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金申請撤回届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（所在地の変更等）

第10条 支給申請後、支給決定通知を受けるまでの間に申請事業主が、名称、所在地、代表者等を変更したときは、申請事業主の[名称、所在地、代表者等]変更報告書（様式第6号）により遅滞なく知事に報告しなければならない。

（支給の決定の取消）

第11条 知事は、支給決定事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽り或其他不正な手段により奨励金の支給を受けたとき。

（2）その他奨励金の支給の決定の内容又はこれに付した条件其他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、第1項の規定による取消を行う場合は、愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金支給決定取消通知書（様式第7号）により支給決定事業主に通知する。

（奨励金の返還）

第12条 知事は、前条の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に支給決定事業主に奨励金を支給しているときは、その返還を命ずるものとする。

（公表）

第13条 支給決定事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、知事は、次の各号に掲げる事項を原則として公表する。

（1）不正受給を行った支給決定事業主の名称、代表者及び役員等（不正に関与した役員等に限る）の氏名

（2）不正受給に係る事業所の名称、所在地及び事業概要

（3）支給を取り消した日、返還を命じた額及び返還の状況

（4）支給決定事業主が行った不正の内容

（5）社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合は、事務所の名称（法人等の場合は法人等名を含む。）、所在地、氏名及び不正の内容

2 前項に規定する公表は、県政記者クラブにおける記者発表及び愛知県のホームページへの掲載により行う。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの雇入れについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以降の雇入れから適用する。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間の雇入れに係る支給申請書の申請期限については、第 3 条の規定にかかわらず令和 3 年 3 月 31 日とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、令和 3 年 3 月 31 日までの雇入れに係る支給対象事業主については、第 2 条の規定に加えて、支給申請日において令和 3 年 3 月 31 日改正前の雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 15 条の 5 第 6 項に規定する特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）の対象となる見込みがない者とする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに雇入れた障害者については、雇入れた日現在の満年齢が 65 歳未満である者に限る。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、特定短時間労働者の規定については令和 6 年 4 月 1 日以降の雇入れから適用する。
- 3 なお、令和 6 年 9 月 30 日までの申請については、経過措置として改正前の旧様式での申請も可とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。